

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	松阪市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1416190543201/index.html

執行機関名 松阪市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する高校大学入学援助金の給付に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松阪市条例第43号)別表第1 第19の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する高校大学入学援助金の給付に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	松阪市高校・大学入学援助金給付要綱(平成19年松阪市教育委員会告示第4号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、経済的に困窮する家庭の者で学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学(通信制の課程、大学院並びに大学の専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。)に入学した生徒に対して入学援助金を給付するに必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		松阪市高校・大学入学援助金給付要綱